

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	28		府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )		
要望項目名	医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>特に医療提供体制の中核的存在である医療法人制度とは、医業経営者に対し法人格取得の途を開き、医業経営に必要な資金集積を容易にさせつつ、剰余金配当の禁止や収益事業の実施を原則として認めないこと等を通じて、公共性の高い医業の実施に専念させ、良質かつ適切な医療が効率的かつ安定的に提供されることを期待したものである。また、平成18年の医療法改正においては、医療法人の果たすべき公益性の高さに注目し、運営の透明性の確保等の観点から、財務情報の公開、持分に応じた社員議決権配分の禁止等の規制を新設したところである。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、当該軽減措置を存続すること。</p>		
[ 関連条文 ]	[ 地方税法第72条の24の7 ]		
要望理由	<p>医療は、人間の生命や尊厳に直接かかわるものであり、国及び地方公共団体は、すべての国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的かつ安定的に提供する体制を確保することが法律上の責務とされている。</p> <p>また、医療は極めて高い公共性を有することを踏まえ、非営利事業、病院等の開設許可、医療監視、医療計画による病床コントロール等多くの規制を受けており、医師法第19条により定められている医師の応招義務は、医療安全の観点からも労働集約型となり、経営上他の法人に比して人件費の負担が重くならざるを得ない環境にある。</p> <p>高い公共性を有する医療機関が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには医療従事者が萎縮することなく安定した経営が出来るよう、普通法人と異なる現行措置の存続が必要不可欠である。</p>		
減収見込額	(初年度) - (1,038) (平年度) - (1,038) (単位:百万円)		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>・ 融資、補助金その他</li> </ul> 社会保険診療報酬に係る概算経費率制度	
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>・ 融資、補助金その他</li> </ul>	
過去の要望経緯	昭和27年度創設 毎年要望の結果、存続		
本要望に対応する縮減案	—		